

福井県報

第 397 号

令和 8 年
4月21日(火)

火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 福井県立歴史博物館観覧料、図録等販売料および幾久公園テニスコート使用料の徴収事務委託（238・歴史博物館）……………1
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（239～244・森づくり課）……………1
- 土地改良区の定款変更の認可（245・奥越農林総合事務所）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（246、247・丹南農林総合事務所）……………3
- 道路の供用の開始（248・道路保全課）……………3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（249・河川課）……………4
- 臨海中央公園有料施設の使用料の徴収事務委託（250・都市計画課）……………4
- 福井県立図書館複写手数料および福井県ふるさと文学館の図録販賦料の徴収事務委託（251・図書館）……………4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（DX推進課）……………4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（歴史博物館）……………5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（3件・商業・市場開拓課）……………5
- 基本測量の実施（3件・土木管理課）……………7
- 公共測量の終了（5件・同）……………7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（図書館）……………8

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（42・生活安全企画課）……………9
- 警備員指導教育責任者講習の実施（43・同）……………10

告 示

福井県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、歴史博物館観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
歴史博物館の観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第239号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小浜市小屋70号一阪1、19の1、20、71号亀ノ淵2、3、5、15から18まで、19の2、21の2、72号一ノ瀬3から5まで、6の2、73号瀑谷9の1、9の3、9の4、11の1、11の3から11の5まで、12の1から12の3まで、15、16、18から21まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第240号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市下秋生39字中高山3、4の1、4の2(国有林)、5、6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第241号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市荷暮35字モチ倉ニ1の2、52字瀬戸1の1、2の2、下大納43字越戸七1の1、1の2
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第242号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町山口1字柴山13の1、2字彰平1から7まで、20、丸岡町与河130字愛若谷20の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第243号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町山崎三ヶ6 2字虚空蔵堂8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第244号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町赤坂45字市ノ谷1の1から1の10まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
大野東部土地改良区	令和8年4月8日

福井県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和8年4月10日

福井県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江河和田土地改良区	令和8年4月10日

福井県告示第248号

一般国道416号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年4月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一般国道	416号	福井市白方町30字山畠 割43番3から 福井市波寄町1字道木1 06番まで	令和8年 4月26日
------	------	--	---------------

福井県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 施行者の名称
小浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称
小浜上中都市計画下水道事業
小浜市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年2月17日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福井県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
有限会社アイワメンテナンス
坂井市丸岡町千田29-13
- 2 委託事務の内容
臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 徴収の方法
納入通知書による

福井県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立図書館手数料徴収条例（昭和45年福井県条例第4号）に規定する複写手数料および福井県ふるさと文学館の図録販賦料の徴収事務を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社オーイング
大飯郡高浜町東三松9号9番地13
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立図書館複写手数料および福井県ふるさと文学館図録販賦料の徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
デジタル地域通貨「ふくいぴコイン」運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部DX推進課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社ふくいのデジタル

福井県福井市順化1丁目1番1号

- 5 随意契約に係る契約金額
155,698,338円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立歴史博物館総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立歴史博物館
福井県福井市大宮2丁目19番15号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
47,256,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
そよら福井開発
福井市西開発3丁目205番地 他
- 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)
駐輪場① 20台
駐輪場② 56台
駐輪場③ 80台
(変更後)
駐輪場① 20台
駐輪場② 55台
駐輪場③ 40台
駐輪場④ 6台
駐輪場⑤ 15台
駐輪場⑥ 10台
駐輪場⑦ 10台
- 3 変更する年月日
令和8年4月25日
- 4 変更する理由
店舗運営計画の変更のため。
- 5 届出のあった日
令和8年4月1日
- 6 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) (令和8年5月6日まで)
福井市手寄1丁目4番1号
A O S S A 5階
(令和8年5月7日から)
福井市宝永2丁目4番10号
宝永分庁舎
福井市商工労働部商工労政課
- 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

フレスポ越前
越前市稲寄町26字作ヶ花1番 他34筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社ティーガイア
代表取締役 石田 将人
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
恵比寿ネオナート14～18F

（変更後）

株式会社ティーガイア
代表取締役 知識 賢治
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
恵比寿ネオナート14～18F

4 変更の年月日

令和8年4月1日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出のあった日

令和8年4月1日

7 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー舟津店
あわら市舟津45字10番1号 外9筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）

ゲンキーあわら店

(変更後)

ゲンキー舟津店

4 変更の年月日

令和8年3月31日

5 変更した理由

店舗の名称を変更したため。

6 届出のあった日

令和8年4月1日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県あわら市市姫3丁目1番1号

あわら市経済産業部商工労働課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く)

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量(数値地図25000(土地条件)の作成)

3 作業の期間

令和8年4月14日から令和9年3月31日まで

4 作業の地域(関係市町村)

高浜町及びおおい町の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和8年3月5日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量(電子基準点測量)

3 作業の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 作業の地域(関係市町村)

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市、池田町、南越前町、越前町、おおい町、若狭町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和8年3月6日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

3 作業の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 作業の地域(関係市町村)

福井県全域

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月26日に近畿地方整備局近畿技術事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 測量計画機関の名称

近畿地方整備局近畿技術事務所

- 2 作業の種類
公共測量（車載写真レーザー測量）

- 3 作業の期間
令和7年11月20日から令和8年3月23日まで

- 4 作業の地域
福井県内の直轄道路 国道27号
35.1km（0.0kp～22.5kp、35kp～45.5kp、56.0kp～59.0kp）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月3日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業の期間
令和7年10月6日から令和8年2月27日まで
- 4 作業の地域
真名川砂防流域、日野川流域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月17日に福井地方法務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
福井地方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（法務局地図作成事業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和7年10月1日から令和8年2月28日まで

- 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町石城戸町1丁目ほか地区内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月31日に美浜町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
美浜町
- 2 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ）
- 3 作業の期間
令和7年12月19日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
美浜町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月23日に永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
永平寺町
- 2 作業の種類
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間
令和8年1月20日から令和8年3月19日まで
- 4 作業の地域
永平寺町の一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立図書館
福井県福井市下馬町5 1 字 1 1 番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
75,768,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月21日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級	令和8年7月28日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
貴重品運搬警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級		午後1時から 午後5時まで

	令和8年9月10日（木）	
貴重品運搬警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 貴重品運搬警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関す

ること。

- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
 - (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) から同年 6 月 2 4 日 (水) までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間 (日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付要領

受検希望者は受付期間内に、下記 7 の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者 (以下「検定申請者」という。) の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署 (福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出)

なお、オンラインによる申請も可とするが、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 検定申請書 1 通
- イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2 葉
- ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者には、その者の住所地を疎明する書面 1 通

- エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者には、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1 通
- オ 3(2)アに該当する者には、貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 各 1 通
- カ 3(2)イに該当する者には、当該疎明書面 1 通

(5) 受検手数料

1 6, 0 0 0 円に相当する手数料を、納入すること。
なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

- ア 学科試験
 - ・ 筆記用具
- イ 実技試験
 - ・ 筆記用具
 - ・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備係
電話 0 7 7 6 - 2 2 - 2 8 8 0 (内線 3 1 9 2、3 1 9 3)

福井県公安委員会告示第 4 3 号

警備業法 (昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。) 第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「新規取得講習」という。) および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号) 第 6 条に基づく法第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「追加取得講習」という。) を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	新規取得講習	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から 令和 8 年 6 月 9 日 (火) まで	3 0 名
	追加取得講習	令和 8 年 6 月 4 日 (木) から 令和 8 年 6 月 9 日 (火) まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 1号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
- オ 1号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和8年5月1日（金）から同年5月15日（金）までの午前9時から午後0時まで

でおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

- a 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

- a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 上記3(1)オに該当する者

- a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記3(2)アに該当する者

- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 資格者証等の写し 1通

(イ) 上記3(2)イに該当する者

a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- b 資格者証等の写し 1通
- (ウ) 上記3(2)ウに該当する者
 - a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
- (エ) 上記3(2)エに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1枚
- (オ) 上記3(2)オに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚

(5) 手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

に相当する手数料を納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

電話0776-22-2880(内線3192、3193)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。